

令和6年度 指定管理者制度導入施設における
モニタリング結果及び指定管理者の評価について

令和7年9月
松塩地区広域施設組合
総務課

目 次

I はじめに	1
II モニタリング及び評価の方法	2
III 評価結果	4
IV モニタリング対象施設一覧表	4

I はじめに

1 指定管理者制度の目的

平成15年6月に地方自治法の一部改正が行われ、「公の施設」の管理・運営について、従来の管理委託制度に代わり指定管理者制度が創設されました。

これにより、従来の管理委託制度では公共的団体等に限定されていた管理者の範囲が、民間企業やNPO法人、自治会などの団体にも広がりました。

多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者の持つノウハウや活力によって、行政の効率化と住民サービスの向上を図ることが本制度の目的です。

2 公募による制度の導入

この制度の趣旨をいかすために、管理者の選定は公募で行うことが原則とされています。松塩地区広域施設組合では、制度導入可能な施設について、平成29年度に公募によって指定管理者を選定する方法を導入しました。

3 モニタリングの重要性

公募による選定においては、応募団体が示した事業計画が組合の求める管理運営の水準を満たしているか、管理運営方針や経費等を含む管理運営方法が利用者サービスの向上及び経費削減を図れるものであるか、などの基準に照らし合わせ、最もふさわしい団体を指定管理者として選定することとしています。

これらを前提に組合と指定管理者は協定を締結していますが、選定時に評価された団体の事業計画が実際の管理運営上で実行されなければ、公募による選定の公平性も確保できません。このため、組合は責任を持ってモニタリング（指定管理者が提供する利用者サービスの水準を点検・評価する行為）を行い、協定内容を適切に管理していく必要があります。

そこで、基本協定書に「モニタリングに関する要領」として、指定管理者及び組合が行うモニタリング内容と水準未達成の際の措置を定め、モニタリングの明確化を図っています。

II モニタリング及び評価の方法

1 対象施設

ラーラ松本及び平瀬運動公園

2 モニタリングの方法

基本協定中の「モニタリングに関する要領」の中で、組合及び指定管理者が最低限行うモニタリング内容は次のとおりです。

指定管理者が行う モニタリング	(1) 事業報告書の提出（年度終了後、30日以内に提出） (自治法第244条の2第7項の規定) (2) 実績報告書の提出（毎月10日までに前月分を提出） (3) 利用者アンケートの実施とその報告（年1回以上） (4) 財務諸表の提出（毎年度）
組合が行う モニタリング	(1) 定期モニタリング（毎月1回、実績報告書の内容、業務実施状況の確認及び必要に応じて巡回・立入検査等） (2) 隨時モニタリング（必要に応じて業務内容の確認等） (3) 利用者ヒアリング（必要に応じて意見の聴取等） (4) モニタリング結果の公表

3 評価の方法

指定管理者の管理運営について、施設担当課及び指定管理者が点検及び評価を行った結果を「モニタリング結果及び評価表」として、次の5項目にまとめました。

1 施設の概要	施設内容、指定管理者、利用状況、事業収支等
2 組合による評価	<p>協定書及び指定管理者の事業計画書の内容に基づいて、その業務水準が達成されているかを組合が点検し、AからDまでの4段階で評価（30項目）</p> <p>【評価手段】 実績報告書及び事業報告書、立入検査等による評価</p> <p>【評価の基準】（提案書の内容に基づく）</p> <p>A：高いレベルで実施されており、高く評価できる。</p> <p>B：適切に実施されており、問題は見られない。</p> <p>C：概ね実施されており、不適切な部分については改善に向け対応中または改善済みである。</p> <p>D：不適切な部分が確認されたので改善を指示したが、未対応である。</p>

	<p>【労働条件モニタリング】 「労働条件モニタリングチェックリスト」による評価</p> <p>【評価の基準】</p> <p>A : 適正な労働条件の確保及び良好な労働環境の整備がされており、高く評価できる。</p> <p>B : 適正な労働条件が確保されており、問題は見られない。</p> <p>C : 適正な労働条件が概ね確保されているが、今後に注意を要する。</p> <p>D : 早急な改善を要する。</p> <p>【財務モニタリング】 「財務モニタリングチェックリスト」による評価</p> <p>【評価の基準】</p> <p>A : 経営状況は良好で高く評価できる。</p> <p>B : 経営状況に問題は見られない。</p> <p>C : 経営状況に概ね問題は見られないが、今後に注意を要する。</p> <p>D : 早急な改善を要する。</p>
3 利用者による評価	指定管理者が行った利用者アンケートの結果及び組合に寄せられた利用者からの意見・要望等
4 指定管理者による自己評価	指定管理者自身が行ったセルフモニタリングによる自己評価及び今後の目標
5 組合（所管課）による総合評価	<p>自主事業を実施している場合は「自主事業に対する評価」欄へ、選定時の審査項目に個別施設ごとのテーマを設定している場合は「個別施設ごとのテーマに対する評価」欄へそれぞれ評価を記載</p> <p>総合評価欄には、3及び4の評価内容等を含め、総合的な観点から施設所管課の意見等を記載し、AからDまでの4段階で評価</p> <p>【総合評価の基準】</p> <p>A : アンケート調査結果及びセルフモニタリングの内容等を含め、総合的観点から高く評価できる。</p> <p>B : アンケート調査結果及びセルフモニタリングの内容等も含め、総合的観点から標準を満たしていると評価できる。</p> <p>C : アンケート調査結果及びセルフモニタリングの内容等、標準を満たしているが、今後改善を必要とするところがある</p>

	<p>る。</p> <p>D：改善すべき点が多く、標準に達しないと判断する。</p> <p>【判断結果】</p> <p>30項目評価の点数と総合評価による点数の合計点が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 75点以上の場合は「良好」 ・ 60点以上75点未満を「適正」 ・ 45点以上60点未満を「要改善」 ・ 45点未満を「不可」 <p>※「不可」の場合、指定管理者の取消処分を含め早急な改善対応を検討する。</p>
--	---

III 評価結果

【判定内訳】

判断基準		施設数
良 好	75点以上	—
適 正	60点以上75点未満	1施設
要改善	45点以上60点未満	—
不 可	45点未満	—

評価にあたっては、できるだけ客観的な評価基準を用いた、より精度の高いモニタリングとするため、組合の管理市である松本市の判断基準を導入して基準の統一を図っています。その結果、総合評価は「適正」との判定になりました。

モニタリングの目的は、施設の設置者である組合が責任を持って利用者サービスの提供が適切に行われているかを点検し、官民協働の精神に基づいて、指定管理者の管理運営をコントロールしていくことになります。同時に、指定管理者の業績を適切に評価して広く利用者に知らせることにより、さらなるサービス向上の取組みにつなげていくことも目的のひとつです。

今後も、モニタリング制度の実効性を高めていくため職員のモニタリング能力のレベルアップを図るとともに、指定管理者の努力や利用者の意見が適切にモニタリング結果に反映されるよう努めます。

IV 令和6年度モニタリング対象施設一覧表

No	担当課	施設名	指定管理者名	指定期間	施設数	選定方法	30項目	総合評価		合計点数	判断結果
								評価	点数		
1	総務課	ラーラ松本及び平瀬運動公園	ラーラ松本マネジメントグループ	令和6年4月～5年間	2	公募	61.6	C	5	66.6	適正

モニタリング評価結果の詳細については、「モニタリング結果」をご覧ください。